

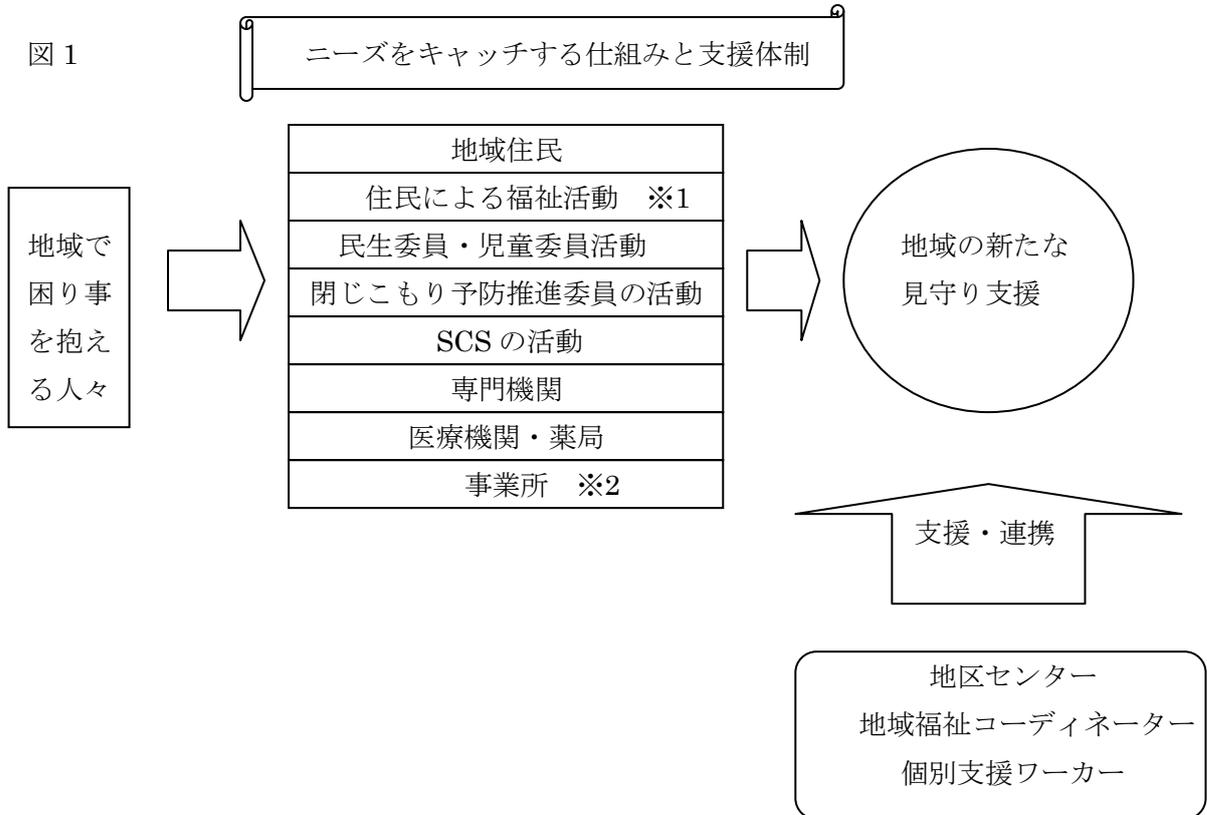
原則1 支援を必要とする人々とそのニーズを把握する。

- ① 特別な調査は行わず、既存の調査を活用する。また、住民による地域福祉活動や民生委員・児童委員等、専門機関で把握している、支援を必要としている人(支援の拒否者も含む)の情報が集約出来るような仕組みを作る。
- ② 商店や金融機関、新聞配達等も含めた新たな見守り体制を作る。
- ③ 行政の要援護者支援に携わるセクションの担当者と要援護者支援ネットワーク会議を定期的を開催し、情報共有の仕組みについて検討していく。

《活用できる既存の調査や活動》

- ・民生委員・児童委員の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の要援護者把握、日常的な地域活動
- ・高齢者実態把握調査（平成20年度）  
70歳以上のひとり暮らしの高齢者、70歳以上の高齢者のみで生活しておられる世帯に対する調査結果をもとに、各地域包括支援センターに配置されている「閉じこもり予防推進員」が戸別訪問している。
- ・SCSの戸別訪問  
復興支援住宅を中心に65歳以上の高齢者のみ世帯、一方が65歳以上の夫婦のみの世帯、疾病、障害など、その他支援を必要とする世帯を戸別訪問している。

図1



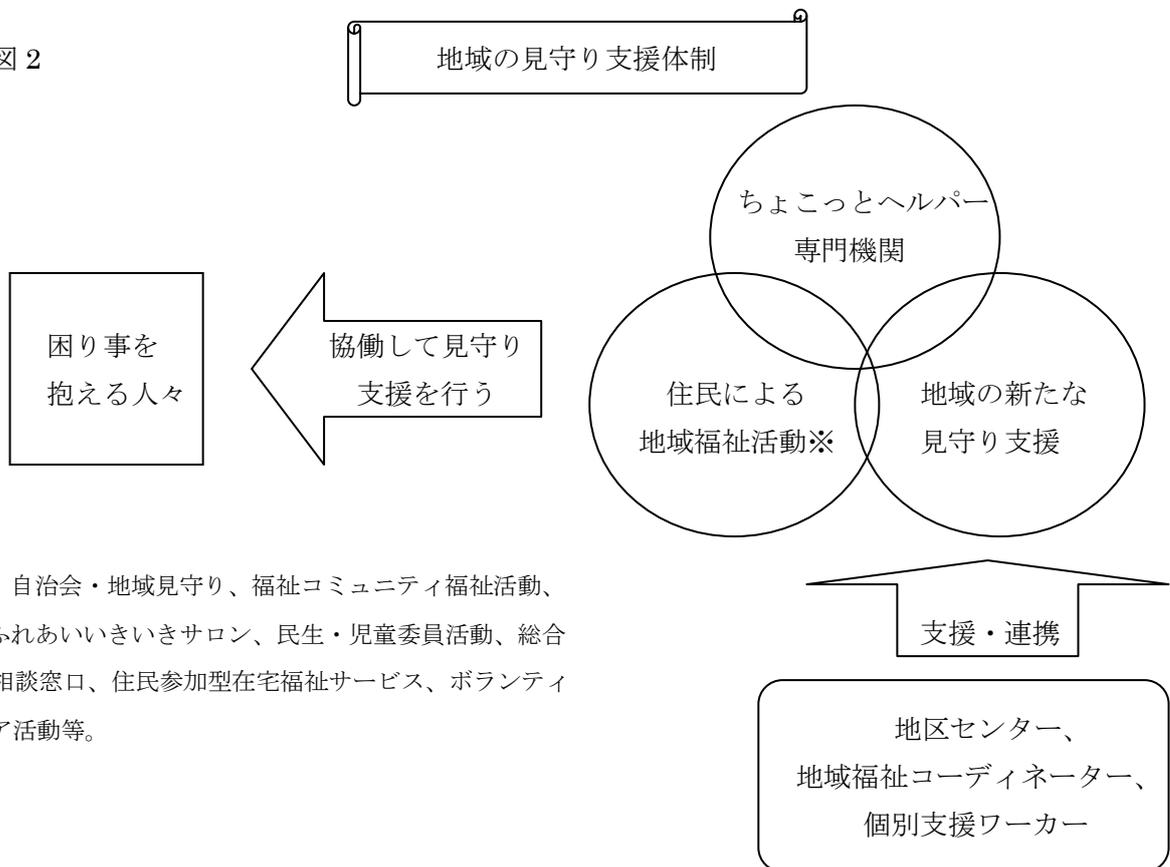
※1 自治会・地域見守り、福祉コミュニティ福祉活動、ふれあいいきいきサロン、民生・児童委員活動、総合相談窓口、住民参加型在宅福祉サービス、ボランティア活動等。

※2 金融機関、商店、不動産業、新聞配達、宅配事業、郵便などの事業所。

原則2 支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる。

- ① 地域で個別支援を行う仕組み作りを市内全域に、既存の活動がある地域はそれを活用し、ないところは、地域の実情に合わせて作っていく。  
仕組みの範囲は小学校区単位を基本とし、自治会、民生委員・児童委員、活動団体等、生活支援に関わるメンバーが連携して実施していく。  
各地域に順次働きかけ、実施していく。
- ② 地域包括支援センター等専門機関が把握した個別ニーズに対して、既存の活動がある地域は、対象者の支援について検討していただく。活動がないところについては、地域の実情に合わせて話し合いの場を設定していく。
- ③ 住民自身が対応が難しいと判断したニーズについては、専門職で対応する。

図2



※ 自治会・地域見守り、福祉コミュニティ福祉活動、ふれあいいいきサロン、民生・児童委員活動、総合相談窓口、住民参加型在宅福祉サービス、ボランティア活動等。